

鹿屋体育大学修士論文の提出条件に関する申合せ

〔平成20年 2月21日〕
研究科委員会決定
改正 平成23年 2月22日
平成26年 3月10日
令和 2年 3月25日

(趣旨)

第1 この申合せは、鹿屋体育大学学位規則第7条第1項に規定する修士の学位論文（以下「修士論文」という。）の提出に関し必要な事項を定めるものである。

(修士論文の提出条件等)

第2 修士論文の提出に当たっては、次の各号のいずれかの条件を満たすものとする。

- (1) 在学中において、公開で発表した研究内容に基づき作成された論文であること。なお、公開で発表した研究とは、学術雑誌（本学学術研究紀要も含む。）に掲載された学術論文、学会大会での発表（口頭、ポスター等の形式は問わない。）、その他公開発表と研究科教務委員会が認めたものをいう。
- (2) 特定課題研究は、研究科委員会がその成果を個別に審査し、第1号に規定する条件と同等以上の内容であると認めた研究であること。
- (3) スーパー・スチューデント対象で入学した者の修士論文は、研究科委員会が個別に審査し、研究内容が第1号又は第2号に規定する条件と同等以上であると認められた研究であること。

2 発表した論文は、本人が筆頭著者（発表者）であること。

(早期修了者の修士論文の提出条件等)

第3 学則第51条第1項ただし書きに定める早期修了を適用する者の修士論文の提出条件は、日本学術会議に日本学術会議協力学術研究団体として承認された学会・研究会等又は日本スポーツ体育健康科学学術連合に加盟学術団体として承認された学会・研究会等（以下「学術研究団体」という。）が発行し、査読がある学術雑誌又は審査規定が明記された英文学術雑誌に掲載された学術論文1編を基に作成した修士論文（日本語又は英語に限る。）であることとする。

- 2 第1項の規定にかかわらず、学術雑誌の発行団体（学会等）の掲載可（accepted）の証明書がある場合に限り、印刷中の学術論文も審査対象とする。
- 3 大学紀要（本学紀要も含む。）又はそれに準ずる雑誌に掲載された論文については、第1項においては審査対象としない。
- 4 大学院修士課程入学以降に投稿された論文を対象とする。
- 5 英文学術雑誌とは、論文全体を英語で執筆することが投稿規定で義務化され、国際的に高い評価を得ている雑誌とする。

(雑則)

第4 修士論文の提出に関し、この申合せによりがたい場合には、研究科委員会がその都度定める。

附 則

- 1 この申合せは、平成20年4月1日から施行し、平成19年度入学者から適用する。
- 2 鹿屋体育大学修士課程学位論文の提出条件に関する申合せ（平成19年3月1日研究科教務委員会決定）は、廃止する。

附 則（平23. 2. 22）

- 1 この申合せは、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学者から適用する。
- 2 平成22年度以前に本学大学院修士課程に入学した者の学位論文の提出に当たっては、次の各号のいずれかの条件を満たすものとする。
 - (1) 在学中において、公開で発表した研究内容に基づき作成された論文であること。なお、公開で発表した研究とは、学術雑誌（本学学術研究紀要も含む。）に掲載された論文、学会大会（本学学術研究会等を含む。）での発表（口頭、ポスター等の形式は問わない。）、その他公開発表と研究科教務委員会が認めたものをいう。
 - (2) 審査規定が明記された英文学術雑誌に掲載された原著論文1編の別刷りをもって、学位論文に代えることができる。
 - (3) 特定課題研究は、研究科委員会がその成果を個別に審査し、第1号に規定する条件と同等以上の内容であると認めた研究であること。
 - (4) スーパー・スチューデント対象で入学した者の学位論文は、研究科委員会が個別に審査し、研究内容が第1号又は第2号に規定する条件と同等以上であると認められた研究であること。
 - (5) 発表した論文は、本人が筆頭著者（発表者）であること。
 - (6) 英文学術雑誌とは、論文全体を英語で執筆することが投稿規定で義務化され、国際的に高い評価を得ている（**impact factor** を有する）雑誌とする。

附 則（平26. 3. 10）

- 1 この申合せは、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月1日以降の入学者から適用する。
- 2 平成25年10月1日に在学している者の修士論文の提出に当たっては、次の各号のいずれかの条件を満たすものとする。
 - (1) 在学中において、公開で発表した研究内容に基づき作成された論文であること。なお、公開で発表した研究とは、学術雑誌（本学学術研究紀要も含む。）に掲載された論文、学会大会での発表（口頭、ポスター等の形式は問わない。）、その他公開発表と研究科教務委員会が認めたものをいう。
 - (2) 審査規定が明記された英文学術雑誌に掲載された原著論文1編の別刷りをもって、修士論文に代えることができる。
 - (3) 特定課題研究は、研究科委員会がその成果を個別に審査し、上記第2項第1号に規定する条件と同等以上の内容であると認めた研究であること。
 - (4) スーパー・スチューデント対象で入学した者の修士論文は、研究科委員会が個別に審査し、研究内容が上記第2項第1号又は第2号に規定する条件と同等以上であると認められた研究であること。
- 3 発表した論文は、本人が筆頭著者（発表者）であること。
- 4 英文学術雑誌とは、論文全体を英語で執筆することが投稿規定で義務化され、国際的

に高い評価を得ている雑誌とする。

附 則（令 2． 3． 2 5）

この申合せは、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。